

		旧定款施行細則		改定（2023年10月24日）		摘要		
1. 改定の理由		日本高気圧環境・潜水医学会および日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の両学会合併のため						
2. 施行年月日		令和5年10月24日						
3. 改定内容		下記の通り。						
第1章	評議員の選出	第1条	評議員の選出は、本会定款に定められたことのほかは、この細則にしたがって行う。	第1章	評議員の選出	第1条	定款第8条に定める評議員の選出は、この定款施行細則（以下「細則」とする）に従う。	「定款第8条に定める」を追加
第1章	評議員	第2条	評議員の選出は、評議員選出委員会（以下、選出委員会と略記）の審	第1章	評議員	第2条	評議員の選出は、評議員選出委員会（以下、選出委員会と略記）の審	
第1章	評議員の選出	第3条	評議員になるための審査をうけることのできる資格は、審査の行われる年の1月31日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。 1) 本会の正会員であり、かつ会費を完納していること。 2) 代表理事が公告した評議員選出基準を満足していること。	第1章	評議員の選出	第3条	評議員になるための審査をうけることのできる資格は、審査の行われる年の8月31日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。 1) 本会の正会員であり、かつ会費を完納していること。 2) 代表理事が公告した評議員選出基準を満足していること。	事業年度が5か月前倒しとなるため、評議員選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
第1章	評議員の選出	第4条	理事会は、第10条第3項にしたがって選出委員会が報告した評議員選出基準案を審議し、評議員選出基準を決定する。	第1章	評議員の選出	第4条	理事会は、第11条第3項にしたがって選出委員会が報告した評議員選出基準案を審議し、評議員選出基準を決定する。	条数変更による修正
第1章	評議員	第5条	代表理事は、前条の規定によって決定された評議員選出基準を、審査	第1章	評議員	第5条	代表理事は、前条の規定によって決定された評議員選出基準を、審査	
第1章	評議員の選出	第6条	評議員になるための審査をうけようとする者は、審査の行われる年の1月31日までに、別に定められた様式にしたがって、評議員審査申請書を選出委員会に提出しなければならない。	第1章	評議員の選出	第6条	評議員になるための審査をうけようとする者は、審査の行われる年の8月31日までに、別に定められた様式にしたがって、評議員審査申請書を選出委員会に提出しなければならない。	事業年度が5か月前倒しとなるため、評議員選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
第1章	評議員	第7条	選出委員会は、つぎの各項に定められた規定によって選出された評議	第1章	評議員	第7条	選出委員会は、つぎの各項に定められた規定によって選出された評議	
					評議員の選出	第8条 (以下の数字の変更)	選出委員会の委員長は、理事の中から代表理事が指名する。	JACHODの定款施行細則に則し、新設した。
第1章	評議員	第8条	選出委員は、選出委員としてふさわしくない行為があったとき、また	第1章	評議員	第9条	選出委員は、選出委員としてふさわしくない行為があったとき、また	
第1章	評議員の選出	第9条	選出委員は、選出委員会を組織して第2条及び第10条第3項に定める業務を行う。	第1章	評議員の選出	第10条	選出委員は、選出委員会を組織して第2条及び第11条第3項に定める業務を行う。	条数変更による修正
第1章	評議員の選出	第10条	選出委員会は、つぎの規定にしたがって行う。 1) 選出委員会は、審査の行われる前年の5月に設置する。 2) 選出委員会は、選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事をひらき議決することができない。文書による意志の表示は出席とはみとめない。 3) 第3条第2項によって代表理事が公告しなければならない評議員選出基準案を審議し、審査の行われる前年の8月31日までに理事会に報告する。 4) 第3条に規定された条件にもとづいて評議員審査申請書を審査し、審査の行われた年の3月1日までに評議員を選出する。 5) 正評議員の評議員選出基準案は、高気圧酸素治療及び潜水医学領域の研究業績、または学会運営業績を基準として作成する。 6) 推薦評議員の評議員選出基準案は、高気圧酸素治療及び潜水医学領域の治療業績、または学会運営業績を基準として作成する。 7) 推薦評議員は正評議員2名以上の、書面による推薦を必要とし、	第1章	評議員の選出	第11条	選出委員会は、つぎの規定にしたがって行う。 1) 選出委員会は、審査の行われる前年の12月に設置する。 2) 選出委員会は、選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。文書による意志の表示は出席とはみとめない。 3) 第3条第2項によって代表理事が公告しなければならない評議員選出基準案を審議し、審査の行われる年の3月31日までに理事会に報告する。 4) 第3条に規定された条件にもとづいて評議員審査申請書を審査し、審査の行われた年の10月1日までに評議員を選出する。 5) 正評議員の評議員選出基準案は、高気圧酸素治療及び潜水医学領域の研究業績、または学会運営業績を基準として作成する。 6) 推薦評議員の評議員選出基準案は、高気圧酸素治療及び潜水医学領域の治療業績、または学会運営業績を基準として作成する。 7) 推薦評議員は正評議員2名以上の、書面による推薦を必要とし、	事業年度が5か月前倒しとなるため、評議員選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。

旧定款施行細則				改定（2023年10月24日）				摘要
第1章	評議員の選出	第11条	選出委員会は、審査の結果を理事会に報告し、かつ評議員審査申請書を提出した者に対して、 <b>審査の行われた年の3月31日</b> までに審査の結果を通知する。	第1章	評議員の選出	第12条	選出委員会は、審査の結果を理事会に報告し、かつ評議員審査申請書を提出した者に対して、 <b>審査の行われた年の10月30日</b> までに審査の結果を通知する。	評議員選出の日程については、5か月の前倒しとする変更。
第1章	評議員の選出	第12条	評議員の選出に関する異議の申立て及びその取扱いは、つぎの規定にしたがって行う。 1) 評議員の選出に関する異議は、審査の行われた年の <b>4月15日</b> までに、異議の内容を明記した文書をもって、本人が代表理事にあてて申立てるものとする。 2) 代表理事は、異議の申立てをうけたときは、理事会の議に付し、理事会が異議に関する審議を選出委員会に行わせることを決定したときは、理事会決定後21日以内に選出委員会を招集しなければならない。 3) 異議に関して審議を行った選出委員会は、審議の結果を理事会に報告しなければならない。 4) 理事会は、代表理事が異議の申立てをうけた日から2ヵ月以内に異議の取扱いについて議決し、代表理事はこれを異議を申立てた者に通知する。	第1章	評議員の選出	第13条	評議員の選出に関する異議の申立て及びその取扱いは、つぎの規定にしたがって行う。 1) 評議員の選出に関する異議は、審査の行われた年の <b>11月15日</b> までに、異議の内容を明記した文書をもって、本人が代表理事にあてて申立てるものとする。 2) 代表理事は、異議の申立てをうけたときは、理事会の議に付し、理事会が異議に関する審議を選出委員会に行わせることを決定したときは、理事会決定後21日以内に選出委員会を招集しなければならない。 3) 異議に関して審議を行った選出委員会は、審議の結果を理事会に報告しなければならない。 4) 理事会は、代表理事が異議の申立てをうけた日から2ヵ月以内に異議の取扱いについて議決し、代表理事はこれを異議を申立てた者に通知する。	事業年度が5か月前倒しとなるため、評議員選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
				第1章	評議員の選出	第14条	<b>評議員の選出は、4年毎にこれを行う。</b>	JACHODの定款施行細則に則し、新設した。
第1章	評議員	第13条	代表理事は、評議員に選出された者に対して評議員となることを委嘱	第1章	評議員	第15条	代表理事は、評議員に選出された者に対して評議員となることを委嘱	
第1章	評議員の選出	第14条	評議員の任期は、審査の行われた年の <b>5月1日</b> から、つぎの審査の行われる年の <b>4月30日</b> までとする。	第1章	評議員の選出	第16条	評議員の任期は、審査の行われた年の <b>12月1日</b> から、つぎの審査の行われる年の <b>11月30日</b> までとする。	事業年度が5か月前倒しとなるため、評議員選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
第1章	評議員	第15条	評議員の選出に関して疑義を生じたときは理事会の決定にしたがうも	第1章	評議員	第17条	評議員の選出に関して疑義を生じたときは理事会の決定にしたがうも	
第2章	理事および監事の選出	第16条	理事および監事の選出は、本会定款に定められたことのほかは、この	第2章	理事および監事の選出	第18条	理事および監事の選出は、本会定款に定められたことのほかは、この	
第2章	理事および監事の選出	第17条	理事及び監事は、 <b>第22条</b> 及び <b>第23条</b> に定める理事及び監事の候補者（以下、候補者と略記）のなかから、評議員が選挙によって選出する。	第2章	理事および監事の選出	第19条	理事及び監事は、 <b>第24条</b> 及び <b>第25条</b> に定める理事及び監事の候補者（以下、候補者と略記）のなかから、評議員が選挙によって選出する。	条数変更による修正
第2章	理事および監事の選出	第18条	理事及び監事の選出に関する業務を管理するため、本会に選挙管理委	第2章	理事および監事の選出	第20条	理事及び監事の選出に関する業務を管理するため、本会に選挙管理委	
第2章	理事および監事の選出	第19条	選挙は連記により行い、その連記数及び選挙によって選任される理事の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会がこれを、 <b>第20条</b> に定める選挙の公告とともに、評議員に公告する。	第2章	理事および監事の選出	第21条	選挙は連記により行い、その連記数及び選挙によって選任される理事の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会がこれを、 <b>第22条</b> に定める選挙の公告とともに、評議員に公告する。	条数変更による修正
第2章	理事および監事の選出	第20条	選挙管理委員会は、選挙が行われる年の <b>5月31日</b> までに、評議員に対して、選挙を行うことを公告しなければならない。	第2章	理事および監事の選出	第22条	選挙管理委員会は、選挙が行われる <b>前年の12月31日</b> までに、評議員に対して、選挙を行うことを公告しなければならない。	事業年度が5か月前倒しとなるため、理事選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。

旧定款施行細則			改定（2023年10月24日）			摘要		
第2章	理事お	第21条	理事の候補者は、監事の候補者となることができない。	第2章	理事お	第23条	理事の候補者は、監事の候補者となることができない。	
第2章	理事および監事の選出	第22条	理事の候補者になろうとする者は、選挙の行われる年の7月1日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。 2. 引きつづき3年以上本会の評議員であり、かつ会費を完納していること。 3. 選挙の公告があった日からその年の7月15日までの間に到着するよう、書面によって理事の候補者になる旨を選挙管理委員会に届出ていること。	第2章	理事および監事の選出	第24条	理事の候補者になろうとする者は、選挙の行われる年の2月1日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。 2. 引きつづき3年以上本会の評議員であり、かつ会費を完納していること。 3. 選挙の公告があった日からその年の2月15日までの間に到着するよう、書面によって理事の候補者になる旨を選挙管理委員会に届出ていること。	事業年度が5か月前倒しとなるため、理事選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
第2章	理事および監事の選出	第23条	監事の候補者になろうとする者は、選挙の行われる年の7月1日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。 2. 引きつづき3年以上本会の評議員であり、かつ会費を完納していること。 3. 選挙の公告があった日からその年の7月15日までの間に到着するよう、書面によって監事の候補者になる旨を選挙管理委員会に届出ていること。	第2章	理事および監事の選出	第25条	監事の候補者になろうとする者は、選挙の行われる年の2月1日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。 2. 引きつづき3年以上本会の評議員であり、かつ会費を完納していること。 3. 選挙の公告があった日からその年の2月15日までの間に到着するよう、書面によって監事の候補者になる旨を選挙管理委員会に届出ていること。	事業年度が5か月前倒しとなるため、理事選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
第2章	理事および監事の選出	第24条	評議員は、他の評議員を理事または監事候補者として推薦することができる。 2. 評議員が、他の評議員を候補者として推薦しようとするときは、予め推薦しようとする者の承諾を得て、前条第3項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。 3. 定款第17条に定める評議員以外の者から選任する場合は、理事及び監事全員の合意と選任しようとする者の承諾を得て、前条第3項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。	第2章	理事および監事の選出	第26条	評議員は、他の評議員を理事または監事候補者として推薦することができる。 2. 評議員が、他の評議員を候補者として推薦しようとするときは、予め推薦しようとする者の承諾を得て、前条第3項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。 3. 定款第18条に定める評議員以外の者から選任する場合は、理事及び監事全員の合意と選任しようとする者の承諾を得て、前条第3項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。	条数変更による修正
第2章	理事および監事の選出	第25条	選挙管理委員会は、候補者の氏名、その他必要な事項を掲載した候補者名簿を作成し、これを投票用紙とともに、選挙の行われる年の8月1日までに評議員に送付しなければならない。	第2章	理事および監事の選出	第27条	選挙管理委員会は、候補者の氏名、その他必要な事項を掲載した候補者名簿を作成し、これを投票用紙とともに、選挙の行われる年の3月1日までに評議員に送付しなければならない。	事業年度が5か月前倒しとなるため、理事選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
第2章	理事および監事の選出	第26条	選挙の期日は、選挙の行われる年の8月20日とする。	第2章	理事および監事の選出	第28条	選挙の期日は、選挙の行われる年の3月20日とする。	事業年度が5か月前倒しとなるため、理事選出の日程についても5か月の前倒しとする変更。
第2章	理事お	第27条	投票用紙は、理事および監事の投票のそれぞれについて、評議員1名	第2章	理事お	第29条	投票用紙は、理事および監事の投票のそれぞれについて、評議員1名	
第2章	理事および監事の選出	第28条	評議員は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に記入し、これを第26条に定める選挙の期日の午後5時までに選挙管理委員会に到着するよう送付するものとする。 2. 投票は無記名とする。	第2章	理事および監事の選出	第30条	評議員は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に記入し、これを第28条に定める選挙の期日の午後5時までに選挙管理委員会に到着するよう送付するものとする。 2. 投票は無記名とする。	条数変更による修正
第2章	理事お	第29条	開票は、選挙管理委員会がこれを行う。	第2章	理事お	第31条	開票は、選挙管理委員会がこれを行う。	
第2章	理事お	第30条	つぎの各項のいずれかに該当する投票は無効とする。	第2章	理事お	第32条	つぎの各項のいずれかに該当する投票は無効とする。	

旧定款施行細則			改定（2023年10月24日）			摘要		
第2章	理事および監事の選出	第31条	理事は、有効投票の得票数のもっとも多い候補者から、順次、定款第16条によって定められた定数までの候補者を当選とする。 2. 理事は、有効投票の得票数のもっとも多い候補者およびこれについて多い候補者の2名を当選とする。 3. 有効投票の得票数の等しい候補者が2名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。この抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。	第2章	理事および監事の選出	第33条	理事は、有効投票の得票数のもっとも多い候補者から、順次、定款第17条によって定められた定数までの候補者を当選とする。 2. 理事は、有効投票の得票数のもっとも多い候補者およびこれについて多い候補者の2名を当選とする。 3. 有効投票の得票数の等しい候補者が2名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。この抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。	条数変更による修正
第2章	理事および監事の選出	第32条	選挙によって選出された理事または監事に欠員を生じたときは、代表理事は、理事会の議を経て、次点者から、順次、欠員を補充することができる。 2. 会定款第17条1項の理事に欠員を生じたときは、代表理事は、理事会の議を経て、欠員を補充することができる。 3. 補充によって選出された理事の任期は、前任者の残存期間を超えることができない。	第2章	理事および監事の選出	第34条	選挙によって選出された理事または監事に欠員を生じたときは、代表理事は、理事会の議を経て、次点者から、順次、欠員を補充することができる。 2. 会定款第17条1項の理事に欠員を生じたときは、代表理事は、理事会の議を経て、欠員を補充することができる。 3. 補充によって選出された理事の任期は、前任者の残存期間を超えることができない。	定款条項数字の修正
第2章	理事お	第33条	選出された理事は、その任期の開始前であっても本会定款第17条第2	第2章	理事お	第35条	選出された理事は、その任期の開始前であっても本会定款第18条第2	
第2章	理事お	第34条	選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の議決によって決	第2章	理事お	第36条	選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の議決によって決	
第3章	会費	第35条	本会の会費及び賛助会費はつぎのとおりとする。 1. 正会員の会費 イ. 医師及び歯科医師（評議員） 年額 15,000 円 ロ. 医師及び歯科医師（評議員以外） 年額 13,000 円 ハ. その他の者（評議員） 年額 8,000 円 ニ. その他の者（評議員以外） 年額 7,000 円 2. 賛助会員の会費 イ. 営利法人 年額 100,000 円 ロ. 非営利法人及び個人 年額 30,000 円 3. 会誌購読会員の会費 年額 20,000 円 4. 名誉会員及び功労会員は、会費の納付を要しない。			第37条	本会の会費及び賛助会費はつぎのとおりとする。 1. 正会員の会費 イ. 医師及び歯科医師（評議員） 年額 15,000 円 ロ. 医師及び歯科医師（評議員以外） 年額 13,000 円 ハ. その他の者（評議員） 年額 8,000 円 ニ. その他の者（評議員以外） 年額 7,000 円 2. 賛助会員の会費 イ. 営利法人 年額 100,000 円 ロ. 非営利法人及び個人 年額 30,000 円 3. 会誌購読会員の会費 年額 20,000 円 4. 名誉会員及び功労会員は、会費の納付を要しない。	
第4章	補則	第36条	この細則は、理事会及び社員総会の議決を経て、変更することができ	第4章	補則	第38条	この細則は、理事会及び社員総会の議決を経て、変更することができ	
附則	附則		1.この細則は、平成21年10月31日から施行する。 2.この細則は、平成29年1月10日から施行する。 3.この細則は、平成30年11月29日から施行する。	附則	附則		1.この細則は、2009年10月31日から施行する。 2.この細則は、2017年1月10日から施行する。 3.この細則は、2018年11月29日から施行する。 4.この細則は、2023年10月24日から施行する。	新たな施行細則の施行日 西暦への変更